

災害時における歯科保健医療活動等についての協定書

一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県歯科技工士会、公益社団法人愛知県歯科衛生士会、東海歯科用品商協同組合（以下「4者」という）は、大規模災害発生時に地域住民への歯科保健医療活動等に寄与するため、次のとおり、相互の連携を強化するための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時において、地域住民への歯科保健医療活動を遅滞なく行うよう、4者が相互連携を強化して適切に対応することを目的とする。

（相互連携事項）

第2条 4者は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1） 大規模災害発生時の歯科保健医療活動等に関すること。
- （2） 前項を実施するために要する知的・人的・物的資源の協力に関すること。
- （3） 身元確認活動に関すること。
- （4） その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 4者は本協定に基づく活動において、4者の内いずれかの者より知り得た秘密事項について、それ以外の者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに意思表示がないときには、さらに1年間更新するものとし、以後も同様である。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、別途、4者で協議して決定する。

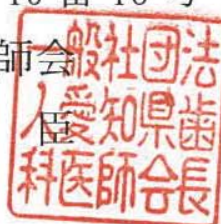
この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、4者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月15日

名古屋市中区丸の内三丁目15番18号

一般社団法人愛知県歯科医師会

会長 渡邊正



名古屋市中区東区矢田二丁目13番15号

一般社団法人愛知県歯科技工士会

会長 鈴木永吉



名古屋市中区丸の内三丁目15番18号

愛知県歯科医師会館内

公益社団法人愛知県歯科衛生士会

会長 長縄弥生



名古屋市中区千種区春岡一丁目2番3号

岩成ビル202号室

東海歯科用品商協同組合

理事長 渡邊禮

